

■ 附属機関等の会議公開制度の概要

1 目的

市政運営の公正の確保と市の政策形成過程の透明性の向上を図るとともに、市民参加による市政を促進し、より一層開かれた市政を推進することを目的とする。

2 会議の公開の基準

原則として公開する。

3 会議開催の事前公表

会議の開催日時、場所、議題、公開・非公開の別、傍聴人の定員、傍聴手続等を事前に市ホームページ等で公表する。

4 公開の方法

傍聴人の定数をあらかじめ定め、会場に一定の傍聴席を設け、傍聴希望者に傍聴を認めることにより行うものとする。なお、傍聴人には会議資料を配布する。

5 会議録の公開

会議の出欠席者、会議の経過、結果等を記載した会議録を作成し、会議で配布した資料とともに市ホームページ及び担当課で公開する。なお、公開事項には委員名を含むものとする。

清須市附属機関等の会議の公開に関する要綱（平成18年清須市告示第24号）

（目的）

第1条 この告示は、附属機関等の会議（以下「会議」という。）を公開し、市政運営の公正の確保と市の政策形成過程の透明性の向上を図るとともに、市民参加による市政を促進し、より一層開かれた市政を推進することを目的とする。

（対象となる附属機関等）

第2条 この告示において「附属機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により法律又は条例で設置する附属機関
- (2) 有識者等の意見を聴取し、市の施策等に反映させることを主な目的として、要綱等に基づき設置する機関

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる機関は、附属機関等とみなさない。

- (1) 市職員のみで構成する機関
- (2) 関係機関との連絡調整を目的とする機関

（会議の公開の基準）

第3条 会議は、原則として公開する。ただし、会議が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 附属機関等の設置の根拠となっている法律又は条例に非公開の規定がされている場合
- (2) 会議において清須市情報公開条例（平成17年清須市条例第10号）第7条各号

の規定に該当する情報(以下「不開示情報」という。)について審議する場合
(公開又は非公開の決定)

第4条 会議の公開又は非公開の決定は、前条に規定する基準に基づき、附属機関等の長が、当該会議に諮って行うものとする。

2 附属機関等は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(会議開催の事前公表)

第5条 附属機関等は、会議を開催するに当たっては、当該会議の開催の日前7日までに開催案内書(第1号様式)を公表するものとする。ただし、緊急に附属機関等の会議が開催される場合は、開催の決定後、速やかに公表するものとする。

(公開の方法等)

第6条 附属機関等は、公開で行う会議については、傍聴を認める者(以下「傍聴人」という。)の定数をあらかじめ定め、会場に一定の傍聴席を設け、会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴希望者」という。)に傍聴を認めることにより行うものとする。

2 傍聴希望者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴受付票(第2号様式)に記入しなければならない。

3 傍聴希望者が定数を超えるときは、先着順により傍聴人を決定するものとする。ただし、附属機関等が必要と認めるときは、抽選その他の方法によることができるものとする。

4 附属機関等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、あらかじめ傍聴に当たっての遵守事項(第3号様式)を傍聴人に配布するものとする。

5 附属機関等は、会議資料を傍聴人に配布するものとする。ただし、図面、地図、写真、報告書等については、原則として当該会議が終了するまでの間、会場に備え、傍聴人の閲覧に供するものとする。

(会議録の作成等)

第7条 附属機関等は、会議の公開又は非公開にかかわらず、当該会議終了後、会議の概要(第4号様式)及び会議録(第5号様式)を作成するものとする。

2 附属機関等は、前項の規定により作成した会議の概要、会議録及び配付した会議の資料等を公表するものとする。ただし、会議の概要、会議録又は会議の資料等の内容が不開示情報に該当する場合は、この限りでない。

(公表の方法)

第8条 第5条及び前条に規定する公表は、市のホームページへの掲載、附属機関等の担当課の窓口での閲覧とする。

(運用状況の公表)

第9条 市長は、会議の公開の運用状況を取りまとめ、毎年1回公表するものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

様式略